

従業員と自動車事故Q & A

- Q. 当社の従業員Aは、会社に無断で社有車を私用目的で運転していたところ、誤って歩行者をはねて大けがを負わせました。自動車の所有者である当社に損害賠償責任はあるのでしょうか。
- A. 会社の責任は免れません。判例は、被害者保護の観点から、従業員が会社に無断で社有車を運転中に起こした人身事故についても所有者である使用者の責任を肯定しています。
したがって、会社としては、社有車の無断使用が行われないよう、車両管理を徹底してください。

社有車運転中に従業員の起こした人身事故と会社の責任	
業務中の事故	→ 会社は全責任を負う
業務外の事故（無断運転）	→ 私用運転であっても会社は責任を負う

- Q. 当社の従業員Bは、自分の原付自転車で通勤をしています。先日、帰宅途中に歩行者に接触し、けがを負わせました。また、その際、強制保険である自賠責保険が切れていることが判明しました。従業員Bには資産もなく、被害者は当社に対して治療費を請求してきています。当社に賠償責任はあるのでしょうか
- A. 原付自転車は従業員B個人所有のものであり、会社の業務に使用することはなく、会社が駐車場を貸すなどの便宜も与えていない場合には、原則的に会社に責任はないと思われます。しかし、反対に、会社が仕事で利用させてその分のガソリン代を出していたりすると、たとえ通勤途上の事故であっても会社が責任を負うことがあります。
従業員のマイカー通勤は、「原則禁止」を明確にし、自動車任意保険（対人・対物賠償はできれば「無制限」）の加入を絶対条件とした会社許可制にすべきです。原付自転車の場合は、車検制度の適用を受けないため、今回の例のように自賠責保険が切れているまま乗り続けていることもあり得ます。したがって、原付自転車の場合には自賠責保険の加入も必ず確認してください。

自動車事故で損害賠償義務のある者	
・運転者・・・	事故を起こした運転者は、直接の加害者として損害賠償義務があります。（民法709条）
・運転者の使用者・・・	従業員が使用者の業務執行中に事故を起こしたときは、使用者に損害賠償義務があります。（民法715条1項）
・運行供用者・・・	自己の為に自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命・身体を害したときは運行供用者として賠償責任があります。（物的損害の賠償義務はありません）（自賠法3条）

<自動車等通勤許可願の例>
代表取締役社長 殿

申請日	年 月 日
所 属	
氏 名	(印)

自動車等通勤許可願

車名・型式		車両登録No.	
用途車種		登録年月	年 月
免許種類		免許の有効期間	年 月 日
自動車保険	対人賠償	保 険 期 間	年 月 日から
	対物賠償		年 月 日まで

道路交通法その他の関連法規を遵守して安全運転に努めます。万一、交通事故・事件を発生させたときは、私の責任で一切を処理し、会社に迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

- Q. たとえば、従業員が業務による自動車運転中に本人の過失により歩行者をはねて大けがをさせた、というような場合、会社として当該従業員を懲戒処分にすることはできるのでしょうか。
- A. 通常、従業員が会社秩序を乱すような行為を行った場合には、懲戒処分に付すことになります。今回の例のような事故の場合、従業員に過失があり、かつ、被害者が大けがをしたという結果の重大さからも、懲戒処分に付すことも検討すべきでしょう。
なお、懲戒処分をする場合、原則として就業規則等に懲戒に関する規定を設けておく必要があります。就業規則によっては、「会社の秩序を乱した場合」とだけ記して、懲戒事由が明確になっていないものも見受けられますが、懲戒処分には、譴責から懲戒解雇までさまざまな処分があることを前提に、どのような行為を行ったらどのような処分がなされるのか具体的に規定すべきです。